

## 行政書士による代理申請について

新居浜市入札（見積）参加資格審査申請に関して、申請代理人（行政書士）による代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。委任状は、次の条件を満たしたものを提出してください。

### （1）委任状の条件

- ① 委任状の日付が申請日から3か月以内のものであること。
- ② 委任の範囲が具体的に記載してあること。
- ③ 行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。
- ④ 委任者・受任者の氏名及び住所の記載があること。
- ⑤ 委任者の押印があること。

### （委任状の例）

委 任 状	
受 任 者	
住 所	
登録番号	
氏 名	
私は上記の者を代理人と定め、新居浜市の令和●・●年度入札（見積）参加資格審査の申請について次の権限を委任します。	
委任事項	
1. 申請書類の作成	
1. 申請代理	
1. 記載事項の訂正	
令和 年 月 日	
委 任 者	
住 所	
商号又は名称	
代表者役職・氏名	印

### （2）申請書等の記載方法

- ① 代理申請する場合であっても、**各申請書類の「申請者」欄及び「押印」欄については、全て本人（委任者）**としてください。
- ② 「提出書類チェックリスト」の「担当者名・連絡先電話番号」欄は、申請内容に関する市からの問い合わせ先となりますので、**受任者である申請代理人（行政書士）の氏名・連絡先を記載**してください。

### （3）その他

従来の申請の代行（申請書の作成及び提出を本人に代わって行うこと。申請者はあくまでも本人）も可能です。この場合、**委任状の提出は不要**です。また、申請内容に関する市からの問い合わせ先は申請企業へ行うこととなりますので、「提出書類チェックリスト」の「担当者名・連絡先電話番号」欄には申請企業の担当者の氏名・連絡先を記載してください。

※行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）により、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成する業務を行うことができるのは行政書士に限られていますので、ご注意願います。